



事業、制度など

企業投資促進条例に基づく 支援措置申請における事務処理の誤り

概要	「座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例」（以下「企業投資促進条例」という。）に基づく支援措置申請の事務処理を長期間放置する事案が発生しました。
内容	市内事業所から令和6年7月および令和7年5月に受けた「企業投資促進条例に基づく固定資産税の不均一課税適用申請及び企業投資奨励金交付申請」に関する事務処理が行われていなかったことが、令和8年5月18日に判明しました。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・5月21日に当該事業所へ謝罪と今後の対応についての説明を行いました ・本年第二回定例市議会にて、同奨励金交付に伴う予算措置を提案することとし、不均一課税については、速やかに対応します。いずれも当該事業所への再度の説明を行いました
再発防止	今回の事案を厳粛に受け止め、職場内で定期的に、担当事務などの進捗状況を確認することにより、再発防止に努めます。
問い合わせ先	地域づくり部 産業振興課 TEL 046 (252) 7604 FAX 046 (255) 3550

